岩手県告示第547号

令和2年7月31日付け岩手県報第12011号登載保安林の指定施業要件の変更(令和2年岩手県告示第488号)の内容について森林 法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所 在が不分明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

令和2年8月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1(1) 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨
 - ア 指定施業要件を変更した森林の所在場所 宮古市田老字立腰84の96
 - イ 所在が不分明である通知の相手方 高岩松男
 - (2) 通知の内容を掲示した場所 宮古市役所
- 2(1) 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨
 - ア 指定施業要件を変更した森林の所在場所 宮古市川内第9地割4の1
 - イ 所在が不分明である通知の相手方 芳門亜太郎
 - (2) 通知の内容を掲示した場所 宮古市役所